官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○年金積立金管理運用独立行政法人法施行令の一部を改正する政令（三一三）　二
○国家公務員共済組合法施行令の一部を改正する政令（三一四）
○地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令（三一五）　三
○計量法施行令等の一部を改正する政令（三一六）
○空港法施行令等の一部を改正する政令（三一七）
〔省　令〕
○出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令（**法務**四一）　四
〔規　則〕
○国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する規則（**国家公安委**一六）　四
〔法規的告示〕
○保険業法第百十六条第二項の規定に基づく長期の保険契約で内閣府令で定めるものについての責任準備金の積立方式及び予定死亡率その他の責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準の一部を改正する件（**金融庁**九〇）　五
○放射性同位元素等の規制に関する法律施行令第一条第二号の規定に基づき原子力規制委員会が指定する放射性同位元素等の規制に関する法律の適用を受けないものを定める告示の一部を改正する件（**原子力規制委**一六）　五
〔その他告示〕
○指定較正機関が較正の業務の一部を廃止する件（**総務**三一一）　六
○食糧援助に関する日本国政府とブルキナファソ政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**三三六）　七
○ジンバブエ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（**同**三三七）　七
○カメルーン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（**同**三三八）　八
○中央アフリカ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（**同**三三九）　八
○検疫法第八条第四項の規定による検疫区域の一部を改正する件（**厚生労働**二三七）　八
○検疫法施行令別表第三の規定に基づき厚生労働大臣が指定する陸域の地域の一部を改正する件（**同**二三八）　八
○砂防法第二条の土地を指定する件（**国土交通**八五七～八六〇）　九
○道路に関する件（**四国地方整備局**四八）　九
〔人事異動〕
内閣　国土交通省　最高裁判所　九
〔官庁報告〕
官庁事項
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）　九
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　10
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（滋賀労働局最低賃金公示一）　10
〔公　告〕
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　10
会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇年金積立金管理運用独立行政法人法施行令の一部を改正する政令（政令第三百十三号）（厚生労働省）

1　年金積立金管理運用独立行政法人が売買できる有価証券として、金融商品取引法第二条第二項第五号に掲げる権利のうち、商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約に基づく権利であって、匿名組合員として有するもの（当該匿名組合契約における営業の内容が投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項各号に掲げる事業に相当するもののみであるものに限り、当該営業において取得し、又は保有する株式等について、当該匿名組合契約においてその銘柄を特定しているものを除く。）を定める。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇国家公務員共済組合法施行令の一部を改正する政令（政令第三百十四号）（財務省）

1　国家公務員共済組合連合会が売買できる有価証券として、金融商品取引法第二条第二項第五号に掲げる権利のうち、商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約に基づく権利であって、匿名組合員として有するもの（当該匿名組合契約における営業の内容が投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項各号に掲げる事業に相当するもののみであるものに限り、当該営業において取得し、又は保有する株式等について、当該匿名組合契約においてその銘柄を特定しているものを除く。）を定める。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令（政令第三百十五号）（総務省）

１　厚生年金保険給付組合積立金等資金等の運用の対象となる有価証券について、特定の匿名組合契約に基づく権利を追加すること。（本則関係）

２　この政令は、公布の日から施行すること。（附則関係）

◇計量法施行令等の一部を改正する政令（政令第三百十六号）（経済産業省）

第１　計量法施行令の一部改正

最近の特定計量器の使用実態等を踏まえ、ホッパースケール等を検定等の対象である自動はかりから除外する。（第五条及び第二十六条関係）

第２　計量法関係手数料令の一部改正

ホッパースケール等の検定及び型式承認に係る手数料の規定を削る。（別表第二及び別表第四関係）

第３　計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令の一部改正

ホッパースケール等の使用の制限の開始日等の規定を削る。（附則別表関係）

第４　計量法関係手数料令の一部を改正する政令の一部改正

ホッパースケール等の検定に係る手数料の額に関する特例の規定を削る。（附則第二条関係）

第５　施行期日

この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇空港法施行令等の一部を改正する政令（政令第三百十七号）（国土交通省）

第１　空港法施行令の一部改正

地方管理空港として規定されている「新石垣空港」の名称を「石垣空港」に改める。（別表第三関係）

第２　検疫法施行令の一部改正

検疫飛行場として規定されている「新石垣空港」の名称を「石垣空港」に改める。（別表第一及び別表第三関係）

第３　関税法施行令の一部改正

税関空港として指定されている「新石垣（空港）」の名称を「石垣（空港）」に改める。（別表第二関係）

第４　施行期日

この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

政令

年金積立管理運用独立行政法人法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和七年九月五日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百十三号

年金積立金管理運用独立行政法人法施行令の一部を改正する政令

内閣は、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）第二十一条第一項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

年金積立金管理運用独立行政法人法施行令（平成十六年政令第三百六十六号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第三号中「第二条第二項第五号に掲げる権利（この下に「商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約に係る出資の目的である同法第二条第二項第五号に掲げる権利（匿名組合員として有するものに限る。）及び」を加え、「（平成十年法律第九十号）」を削る。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂
厚生労働大臣　福岡　資麿

国家公務員共済組合法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和七年九月五日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百十四号

国家公務員共済組合法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第三十六条において準用する同法第十九条の規定に基づき、この政令を制定する。

国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号ハ中「第二条第二項第五号に掲げる権利（この下に「商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約に係る出資の目的である同法第二条第二項第五号に掲げる権利（匿名組合員として有するものに限る。）及び」を加え、「（平成十年法律第九十号）」を削る。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂
財務大臣　加藤　勝信

地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年九月五日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百十五号

地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第二十五条前段（同法第三十八条第一項及び第三十八条の九第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二第一項第一号ハ中「第二条第二項第五号に掲げる権利（」の下に「商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約（当該匿名組合契約における同条に規定する営業の内容が投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項各号に掲げる事業に相当するもののみであるものに限り、当該営業において取得し、又は保有する(1)から(4)までに掲げるものについて、当該匿名組合契約においてその銘柄を特定しているものを除く。）に基づく権利（匿名組合員として有するものに限る。）及び」を加え、「（平成十年法律第九十号）」を削る。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
文部科学大臣　阿部　俊子

計量法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年九月五日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百十六号

計量法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、計量法（平成四年法律第五十一号）第十六条第一項、第百六条第一項、第百五十八条第一項及び第百六十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

（計量法施行令の一部改正）

第一条　計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第三号中「次に掲げるもの」を「自動捕捉式はかり（ひょう量が五キログラム以下のものに限る。）」に改め、同号イからニまでを削る。

第二十六条中第二号から第四号までを削り、第五号を第二号とし、第六号から第二十二号までを三号ずつ繰り上げる。

（計量法関係手数料令の一部改正）

第二条　計量法関係手数料令（平成五年政令第三百四十号）の一部を次のように改正する。

別表第二第二号ロを次のように改める。

ロ　自動捕捉式はかり	
(1)　自動重量選別機	
ひょう量が六百グラム以下のもの	五万六千七百円
ひょう量が六百グラムを超えるもの	六万七百円
(2)　(1)に掲げるもの以外のもの	
ひょう量が六百グラム以下のもの	四万四千円
ひょう量が六百グラムを超えるもの	四万八千円

別表第四第二号ロを次のように改める。

ロ　自動捕捉式はかり	百五十八万四千百円

（計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令の一部改正）

第三条　計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の見出し中「特定計量器」を「自動捕捉式はかり」に改め、同条第一項中「附則別表の第一欄に掲げる特定計量器（次項及び次条において単に「特定計量器」という。）」を「自動捕捉式はかり（計量法（以下「法」という。）第二条第四項に規定する特定計量器であるものに限る。次項及び次条において同じ。）」に、「計量法（以下「法」という。）」を「法」に、「それぞれ同表の第二欄に掲げる日（次項において「第二欄基準日」という。）」を「令和六年四月一日」に、「同条第一項第三号」を「同項第三号」に改め、同条第二項中「特定計量器」を「自動捕捉式はかり」に、「それぞれ第二欄基準日」を「令和六年四月一日」に、「それぞれ第二欄基準日以後」を「同日以後」に、「附則別表の第三欄に掲げる日」を「令和九年四月一日」に改める。

附則第三条を削り、附則第四条を附則第三条とし、附則第五条及び附則別表を削る。

（計量法関係手数料令の一部を改正する政令の一部改正）

第四条　計量法関係手数料令の一部を改正する政令（令和二年政令第百四十号）の一部を次のように改正する。

附則第二条から第四条までを削り、附則第一条の見出し及び条名を削る。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

経済産業大臣　武藤　容治
内閣総理大臣　石破　茂

空港法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年九月五日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百十七号

空港法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、空港法（昭和三十一年法律第八十号）第五条第一項、検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第三条及び第二十七条第一項並びに関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条第一項第十二号の規定に基づき、この政令を制定する。

（空港法施行令及び検疫法施行令の一部改正）

第一条　次に掲げる政令の規定中「新石垣空港」を「石垣空港」に改める。

一　空港法施行令（昭和三十一年政令第二百三十二号）別表第三新石垣空港の項

二　検疫法施行令（昭和二十六年政令第三百七十七号）別表第一沖縄の項及び別表第三新石垣空港の項

（関税法施行令の一部改正）

第二条　関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「沖　縄　新　石　垣」を「沖　縄　石　垣」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣　加藤　勝信
厚生労働大臣　福岡　資麿
国土交通大臣　中野　洋昌
内閣総理大臣　石破　茂

省　令

○法務省令第四十二号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第八号の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月五日

法務大臣　鈴木　馨祐

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第一（第一条関係）	**別表第一**（第一条関係）
都道府県 / 空港名	都道府県 / 港名
［略］ / ［略］	［同上］ / ［同上］
沖縄 / ［略］ / ［略］	沖縄 / ［同上］ / ［同上］
石垣	新石垣

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規　則

○国家公安委員会規則第十六号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項及び第六項の規定に基づき、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年九月五日

国家公安委員会委員長　坂井　学

国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する規則

国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年国家公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（申請等の手続）	（申請等の手続）
第四条　［1～4　略］	**第四条**　［1～4　同上］
5　国家公安委員会又は警察庁長官は、第一項の規定により申請等を行う者が、第二項に規定する事項を入力する場合において、当該申請等を行う者の定款に記載された事項をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いている場合であって、国家公安委員会又は警察庁長官が当該事項を確認するために必要な事項を当該申請等に併せて入力するときは、当該申請等について規定した法令の規定にかかわらず、当該定款に記載された事項の入力を要しないこととすることができる。	［項を加える。］
6　法令の規定に基づき同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第一項及び第二項の規定に基づき当該数通の書面等のうち一通に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項が入力されたものとみなす。	5　法令の規定に基づき同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第一項の規定に基づき当該数通の書面等のうち一通に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項が入力されたものとみなす。

（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合） **第六条**　情報通信技術活用法第六条第六項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 ［一・二　略］ 三　申請等に係る書面等又は電磁的記録が大量であるため、第四条第一項又は第二項の規定による入力が困難である場合 ２　前項の場合において、申請等（電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分に限る。）は、電子情報処理組織を使用して申請等（当該部分を除く。）を行った日から一週間以内にしなければならない。	（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合） **第六条**　［同上］ ［一・二　同上］ ［号を加える。］ ［項を加える。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和七年十二月一日（次項において「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後の国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第六条第二項の規定は、同項に規定する日が施行日以後である申請等について適用する。

法規的告示

○金融庁告示第九十号

保険業法（平成七年法律第百五号）第百十六条第二項（同法第百九十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、保険業法第百十六条第二項の規定に基づく長期の保険契約で内閣府令で定めるものについての責任準備金の積立方式及び予定死亡率その他の責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準（平成八年大蔵省告示第四十八号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和七年九月五日

金融庁長官　伊藤　豊

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
［1・2　略］ 3　前二項の定めるところにより計算した保険料積立金又は払戻積立金の額がそれぞれの契約者価額を下回る場合には、当該契約者価額をもって保険料積立金又は払戻積立金とする。ただし、マーケット・バリュー・アジャストメント（保険契約の解約により保険契約者に払い戻される返戻金（以下この項において「解約返戻金」という。）の額の計算に際して、運用対象資産の契約時と解約時の金利差によって生ずる時価変動額に基づく調整を加える仕組みをいう。以下この項において同じ。）を有する保険契約を基礎とする区分（保険金、返戻金その他の給付金（第十項、第十三項及び第十四項において「保険金等」という。）の額を表示する通貨の種類ごとに、保険契約のキャッシュ・フローの特性に応じて区分された保険契約の集合をいう。以下この項において同じ。）が、次に掲げる要件の全てを満たす場合には、当該区分に属する保険契約（令和八年四月一日以降締結する保険契約のうち、マーケット・バリュー・アジャストメントが適用されているものに限る。以下この項において同じ。）にあっては、解約返戻金の額に基づき計算した契約者価額を保険料積立金としないことができる。 一　区分に対応する資産（売買目的有価証券を除く。以下この項において同じ。）の時価が、当該区分に属する保険契約のマーケット・バリュー・アジャストメントによる調整及び解約控除額（解約返戻金の額の計算に際して、契約者価額から控除する金額をいう。）を反映した後の契約者価額を上回ること。 二　区分に対応する資産の全体金利感応度（全ての年限の金利を一定の水準変動させた場合における資産又は負債のキャッシュ・フローに基づいて算出された現在価値の増減額をいう。以下この号において同じ。）を、当該区分に属する保険契約の全体金利感応度で除した値が〇・九以上一・一以下であること。ただし、新たな区分（既存の区分に属する保険契約と通貨の種類又はキャッシュ・フローの特性が異なる保険契約を区分するものに限る。次号ロにおいて同じ。）を設定する場合にあっては、その設定の後十事業年度を経過するまでの間は、当該除した値を〇・八以上一・二五以下とすることができる。	［1・2　同上］ 3　前二項の定めるところにより計算した保険料積立金又は払戻積立金の額がそれぞれの契約者価額を下回る場合には、当該契約者価額をもって保険料積立金又は払戻積立金とする。 ［号を加える。］

三　区分に対応する資産の五年ごと金利感応度（五年単位で定める特定の年限の金利を一定水準変動させるとともに、当該特定の年限から近接する五年単位で定める年限に向かって変動水準を零まで逓減させた場合（近接する五年単位で定める年限がない場合を除く。）における資産又は負債のキャッシュ・フローに基づいて算出された現在価値の増減額をいう。以下この号において同じ。）を、当該区分に属する保険契約の五年ごと金利感応度で除した値（以下この号において「五年ごと金利感応度比率」という。）がそれぞれ〇・八以上一・二五以下であること（当該区分に属する保険契約について、一部の年限のキャッシュ・フローが僅少であるため、当該年限を含む五年ごと金利感応度の重要性が乏しいと認められる場合を除く。）。ただし、次のイ又はロに掲げる場合にあっては、当該イ又はロに定めるところによることができる。

イ　区分の年限五年の五年ごと金利感応度比率が〇・八以上一・二五以下でない場合　年限五年の五年ごと金利感応度比率の計算に代えて、金利変動後の当該区分に対応する資産の五年までのキャッシュ・フローの現在価値を金利変動後の当該区分に属する保険契約の五年までのキャッシュ・フローの現在価値で除した値が一・〇以上一・二五以下であること。

ロ　新たな区分設定の後十事業年度を経過するまでの間の場合　五年ごと金利感応度比率の計算に代えて、金利変動後の当該区分に対応する資産の時価を金利変動後の当該区分に属する保険契約のキャッシュ・フローの現在価値で除した値が一・〇以上一・二五以下であること。

［4～9　略］

［号を加える。］

［4～9　同上］

10　第一項第三号ロ、第四項から第六項まで及び前二項の規定にかかわらず、アメリカ合衆国通貨又はオーストラリア通貨をもって保険金等の額を表示する保険契約（以下それぞれ「米国通貨建保険契約」又は「豪州通貨建保険契約」という。）における第一号保険契約及び第二号保険契約においては、次の表一の上欄に掲げる保険契約の区分に応じ、同表の下欄に定める対象利率を次の表二の上欄に掲げる対象利率に区分してそれぞれの数値に同表の下欄に掲げる安全率係数を乗じて得られた数値の合計値（以下この項において「基準利率」という。）が、基準日（毎月一日をいう。以下この項及び次項において同じ。）時点で適用されている予定利率と比較して〇・〇五パーセント以上乖離している場合には、基準利率に最も近い〇・〇五パーセントの整数倍の利率（基準利率が〇・〇五パーセントの整数倍の利率と〇・〇二五パーセント乖離している場合にあっては、基準利率を超えず、かつ、基準利率に最も近い〇・〇五パーセントの整数倍の利率）を予定利率とし、当該基準日から一月を経過した日以降締結する保険契約に適用する。ただし、令和四年三月一日を基準日とする保険契約に適用される予定利率は、令和四年三月一日における基準利率に最も近い〇・〇五パーセントの整数倍の利率（基準利率が〇・〇五パーセントの整数倍の利率と〇・〇二五パーセント乖離している場合にあっては、基準利率を超えず、かつ、基準利率に最も近い〇・〇五パーセントの整数倍の利率）とする。

［表一・表二　略］

［11～15　略］

10　第一項第三号ロ、第四項から第六項まで、第八項及び第九項の規定にかかわらず、アメリカ合衆国通貨又はオーストラリア通貨をもって保険金、返戻金その他の給付金（以下この項、第十三項及び第十四項において「保険金等」という。）の額を表示する保険契約（以下それぞれ「米国通貨建保険契約」又は「豪州通貨建保険契約」という。）における第一号保険契約及び第二号保険契約においては、次の表一の上欄に掲げる保険契約の区分に応じ、同表の下欄に定める対象利率を次の表二の上欄に掲げる対象利率に区分してそれぞれの数値に同表の下欄に掲げる安全率係数を乗じて得られた数値の合計値（以下この項において「基準利率」という。）が、基準日（毎月一日をいう。以下この項及び次項において同じ。）時点で適用されている予定利率と比較して〇・〇五パーセント以上乖離している場合には、基準利率に最も近い〇・〇五パーセントの整数倍の利率（基準利率が〇・〇五パーセントの整数倍の利率と〇・〇二五パーセント乖離している場合にあっては、基準利率を超えず、かつ、基準利率に最も近い〇・〇五パーセントの整数倍の利率）を予定利率とし、当該基準日から一月を経過した日以降締結する保険契約に適用する。ただし、令和四年三月一日を基準日とする保険契約に適用される予定利率は、令和四年三月一日における基準利率に最も近い〇・〇五パーセントの整数倍の利率（基準利率が〇・〇五パーセントの整数倍の利率と〇・〇二五パーセント乖離している場合にあっては、基準利率を超えず、かつ、基準利率に最も近い〇・〇五パーセントの整数倍の利率）とする。

［表一・表二　同上］

［11～15　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

〇原子力規制委員会告示第十六号

放射性同位元素等の規制に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号）第一条第二号の規定に基づき、放射性同位元素等の規制に関する法律施行令第一条第二号の規定に基づき原子力規制委員会が指定する放射性同位元素等の規制に関する法律の適用を受けないものを定める告示（令和四年十二月原子力規制委員会告示第五号）の一部を次のように改正する。

令和七年九月五日

原子力規制委員会委員長　山中　伸介

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第一条　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）及びこれに基づく命令の規定により規制を受けるものとして原子力規制委員会が厚生労働大臣と協議して指定するものは、次に掲げるものとする。 一　（略） 二　病院等に備えられた医療法施行規則第二十四条第七号の二に規定する診療用放射性同位元素使用器具（以下単に「診療用放射性同位元素使用器具」という。）並びに同条第八号に規定する陽電子断層撮影診療用放射性同位元素及び同条第八号の二に規定する診療用放射性同位元素（以下「診療用放射性同位元素等」という。）並びにこれらに係る医療用放射性汚染物 三　（略） 四　許可届出使用者又は届出販売業者が病院等に診療用放射性同位元素使用器具を譲り渡す場合において当該病院等が取得する当該診療用放射性同位元素使用器具 五　許可届出使用者又は届出販売業者が病院等に診療用放射性同位元素等（いずれも医療法施行規則第二十四条第八号ハに掲げる要件に該当するものに限る。）を譲り渡す場合において当該病院等が取得する当該診療用放射性同位元素等	**第一条**　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）及びこれに基づく命令の規定により規制を受けるものとして原子力規制委員会が厚生労働大臣と協議して指定するものは、次に掲げるものとする。 一　（略） 二　病院等に備えられた医療法施行規則第二十四条第八号に規定する陽電子断層撮影診療用放射性同位元素及び同条第八号の二に規定する診療用放射性同位元素（以下この条において「診療用放射性同位元素等」という。）並びにこれらに係る医療用放射性汚染物 三　（略） （新設） 四　許可届出使用者又は届出販売業者が病院等に診療用放射性同位元素等（いずれも医療法施行規則第二十四条第八号ハに掲げるものに限る。）を譲り渡す場合において当該病院等が取得する診療用放射性同位元素等

附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この告示の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

その他告示

○総務省告示第三百十二号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の十八第十一項の規定により指定較正機関から較正の業務の一部廃止の届出があったので、同条第十二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年九月五日

総務大臣　村上誠一郎

一　指定較正機関の名称及び住所

一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター

東京都品川区八潮五丁目七番二号

二　較正の業務を廃止する事務所の名称及び所在地

事務所の名称	事務所の所在地
一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター長野サービスセンター	長野県長野市西後町一五八四番地二

三　較正の業務の廃止の日

令和七年九月三十日

○外務省告示第三百三十六号

令和七年八月一日にワガドゥグーで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がブルキナファソ政府との間に行われた。

令和七年九月五日

外務大臣　岩屋　毅

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　三億五千万円

3　署名者

日　本　側　長島純在ブルキナファソ大使

ブルキナファソ側　カラモコ・ジャン・マリー・トラオレ外務・地域協力・在外ブルキナファソ人大臣

○外務省告示第三百三十七号

令和七年八月六日にハラレで、ジンバブエ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

令和七年九月五日

外務大臣　岩屋　毅

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億円

3　署名者

日　本　側　山中晋一在ジンバブエ大使

世界食糧計画側　バーバラ・クレメンス在ジンバブエ事務所代表

○外務省告示第三百三十八号

令和七年八月七日にヤウンデで、カメルーン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

令和七年九月五日

外務大臣　岩屋　毅

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億円

3　署名者

日　本　側　南健太郎在カメルーン大使

世界食糧計画側　ジャンルーカ・フェレーラ在カメルーン事務所代表

○外務省告示第三百三十九号

令和七年八月七日にヤウンデ（カメルーン）で、中央アフリカ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

令和七年九月五日

外務大臣　岩屋　毅

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億円

3　署名者

日　本　側　南健太郎在中央アフリカ大使（カメルーンにて兼轄）

世界食糧計画側　ラスムス・エゲンダル在中央アフリカ事務所代表

○厚生労働省告示第二百三十七号

検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第八条第四項の規定に基づき、検疫法第八条第四項の規定による検疫区域（昭和二十六年厚生省告示第二百九十九号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年九月五日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	
検疫法第八条第四項の規定による検疫区域	
港又は飛行場の名称	検疫区域
（略）	（略）
成田国際空港	（略）
（略）	（略）
北九州空港	（略）
（略）	（略）
石垣空港	（略）

改正前	
検疫法第八条第四項の規定による検疫区域	
港又は飛行場の名称	検疫区域
（略）	（略）
新東京国際空港	（略）
（略）	（略）
新北九州空港	（略）
（略）	（略）
新石垣空港	（略）

○厚生労働省告示第二百三十八号

検疫法施行令（昭和二十六年政令第三百七十七号）別表第三の規定に基づき、検疫法施行令別表第三の規定に基づき厚生労働大臣が指定する陸域の地域（昭和三十四年厚生省告示第百四十三号）の一部を次のように改正する。

令和七年九月五日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（「次のよう」は省略し、その改正に係る指定地域を表示する図面は、当該地域を管轄する検疫所（検疫所の支所及び出張所を含む。）に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第八百五十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年九月五日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

矢竹沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県佐野市作原町

字ウルシ原　一八〇一番二　一号、二号、二十一号及び二十一号

一八〇一番二　三号

地先水路敷

字矢竹口　一七八八番　四号から七号まで

一八〇〇番　十二号

地先道路敷

一八〇〇番　十三号から十九号まで

一八〇〇番　八号から十一号まで

字矢竹　一七八九番

○国土交通省告示第八百五十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年九月五日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

馬口沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県那須郡那珂川町大内

字小畑　一六七番一　一号

地先無番地

一六六番一　二号

五二四三番　三号から五号まで

五二四三番地先無番地　六号から八号まで

五二四二番一地先無番地　九号

一六六番三　十四号

地先無番地

字大畑　五二三八番　十号から十二号まで

五二三九番地先無番地　十三号

一一五番地先無番地　十五号及び十六号

一一六番地先無番地　十七号

一一六番四　十八号

○国土交通省告示第八百五十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年九月五日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

畑谷川左支渓第一

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二百三十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二百三十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県西脇市中畑町

字東山　一四七九番一　三三八番一七五　二十七号から四十三号まで、九十一号から九十七号まで、百三十七号から百九十一号から二百八号まで

三三八番一七四　四十四号から五十号まで、八十一号から九十号まで、百四十七号から百八十三号まで及び百九十号から百九十三号まで

三三八番一七〇　五十一号から六十一号まで、七十二号から八十号まで、百五十七号から百六十一号まで及び百七十号から百八十二号まで

三三八番一七一　六十二号から七十一号まで及び百六十二号から百六十九号まで

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

市谷北谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県豊岡市中郷

字柏谷　四八〇番　一号から三号まで
四八二番　四号
一〇二番二　五号から八号まで、十号及び十一号
四九二番　九号
一〇一番　十二号から十六号まで
四八七番　十七号から二十一号まで
九二番二　二十二号
九一番　二十三号及び二十四号
九〇番　二十五号から二十八号まで
四八一番　二十九号及び三十号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

西山川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

兵庫県朝来市生野町口銀谷の区域内の土地のうち、次の一点から八点までを順次結んだ線及び一点と八点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35°10′04.3956″	134°47′19.3052″
2	35°10′04.3951″	134°47′18.5370″
3	35°10′08.9001″	134°47′15.7202″
4	35°10′09.0228″	134°47′15.8760″
5	35°10′09.0263″	134°47′16.3432″
6	35°10′08.4586″	134°47′17.7038″
7	35°10′05.3494″	134°47′20.3454″
8	35°10′04.9035″	134°47′20.3134″

○国土交通省告示第八百六十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年九月五日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

奥条川

二　砂防法第二条の土地の表示

香川県坂出市王越町木沢の区域内の土地のうち、次の一点から十五点までを順次結んだ線及び一点と十五点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34°21′59.4244″	133°55′19.9239″
2	34°21′55.1384″	133°55′20.5480″
3	34°21′54.5936″	133°55′22.6156″
4	34°21′53.6804″	133°55′23.0493″
5	34°21′52.2802″	133°55′21.7261″
6	34°21′52.0628″	133°55′21.8077″
7	34°21′51.6866″	133°55′23.8705″
8	34°21′46.7894″	133°55′23.3659″
9	34°21′45.4039″	133°55′20.7424″
10	34°21′45.4206″	133°55′20.4155″
11	34°21′47.5551″	133°55′18.6812″
12	34°21′48.1207″	133°55′18.8032″
13	34°21′49.0894″	133°55′20.1100″
14	34°21′56.9418″	133°55′18.7960″
15	34°21′59.3915″	133°55′19.2981″

○四国地方整備局告示第四十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月五日

四国地方整備局長　豊口　佳之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
丸亀市飯野町西分字分木甲四九九番七から同市飯野町西分字分木甲五二〇番四まで	前	二七・〇四～三〇・七六メートル	〇・〇七キロメートル
	後	二七・〇四～三〇・二二メートル	〇・〇七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

人事異動

内閣

○環境大臣臨時代理

国務大臣　小泉進次郎

環境大臣浅尾慶一郎海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に環境大臣の職務を行う国務大臣に指定する

同　小泉進次郎

内閣府特命担当大臣浅尾慶一郎海外出張不在中内閣府特命担当大臣（原子力防災）事務代理を命ずる（以上九月三日）

国土交通省

齊藤　将彦　奥田　隆則　北村　治樹
藤山　智博　寺崎　寛之　塩川　達大
矢澤　祐一　横山　博一　村上　威夫
増田裕一郎　江口　大暁　倉石　誠司
北間　美穂　三浦　良平　齋藤　良太
小川　博之　片山　壮二　磯貝　敬智
野口　透良　前田　亮　松野　秀生
田中　政幸　杉田　雅嗣　髙木　直人
吉川　圭子　近藤　貴幸　荒川　真司
蒲生　恵介　櫻田　直樹　洞澤　秀雄
飯山真友子　岸　一雄　桐野　祐記
佐藤　勝己　廣戸　訓　正井　智子

令和八年不動産鑑定士試験短答式試験試験委員に任命します

任期は令和八年六月三十日までとします（各通）

（九月三日）

最高裁判所

最高裁判所事務総局人事局職員管理官兼最高裁判所事務総局人事局参事官　沢田　和弘

最高裁判所事務総局人事局参事官を命ずる

札幌高等裁判所事務局人事課長　奥山　史

最高裁判所事務総局人事局職員管理官を命ずる

最高裁判所事務総局デジタル審議官付審査官　久保寺真司

最高裁判所長官秘書官を命ずる（以上九月一日）

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

令和七年九月五日

金融庁長官　伊藤　豊

貸金業法第二十七条第一項第三号に掲げる事項

令和７年６月11日付で、日本貸金業協会への加入を承認した業者

登録番号	商号、名称又は氏名
東京都知事(8)第28444号	イーグル株式会社
東京都知事(1)第32022号	ＡＣＳリース株式会社

東京都知事 ⑴第32024号	ルネッサンスキャピタル株式会社
東京都知事 ⑴第32025号	株式会社リゾートファイナンス
福岡県知事 ⑸第08649号	マルユウ

令和７年６月11日付で、日本貸金業協会からの脱退を理事会に報告した業者（廃業）

登録番号	商号、名称又は氏名
大阪府知事 ⑺第12662号	ＨＡＬ　ファイナンス
東京都知事 ⑴第31952号	株式会社ＴＮＣ　ＡＳＳＥＴ　ＭＡＮＡＧＥＭＥＮＴ

関東地方整備局公示

利根川水系横利根川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第３項の規定に基づき措置した工作物について、当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者に対し、当該工作物を返還するため、同条第５項及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第39条の３第１項第２号の規定に基づき、公示する。

令和７年９月５日

関東地方整備局長　橋本　雅道

１　保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量　釣り台20台

２　保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日

⑴　保管した工作物の放置されていた場所　茨城県稲敷市西代地先

⑵　当該工作物を除却した日　令和７年７月30日

３　当該工作物の保管を始めた日及び保管の場所

⑴　当該工作物の保管を始めた日　令和７年７月30日

⑵　保管の場所　茨城県潮来市潮来地先

４　その他　返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所占用調整課に申し出ること。

５　問い合わせ先　茨城県潮来市潮来3510　国土交通省関東地方整備局　霞ヶ浦河川事務所占用調整課　電話0299―63―2419

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

滋賀労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、滋賀県最低賃金（昭和55年滋賀労働基準局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和７年９月５日

滋賀労働局長　多和田治彦

第４号中「１時間1,017円」を「１時間1,080円」に改める。

公　告

諸　事　項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失 踪 宣 告

失踪宣告取消

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

債権者集会招集

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第２０６１号
東京都港区六本木３丁目２番１号住友不動産六本木グランドタワー
清算株式会社　ｂ―ｍｏｎｓｔｅｒ株式会社
代表清算人　塚田　美樹
1　決定年月日　令和７年８月25日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第１０２号
高知市南はりまや町１丁目２番20号
清算株式会社　株式会社エスアール商事
代表清算人　濱口　幸作
1　決定年月日　令和７年８月22日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
高知地方裁判所民事部

令和７年（ヒ）第１０３号
本店所在地　高知市升形１番17号藤林ビル３階東
清算株式会社　株式会社トシオ商店
代表清算人　武内　良平
1　決定年月日　令和７年８月25日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
高知地方裁判所民事部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第４号
静岡市葵区岳美20番36号
清算株式会社　株式会社自然の力農園
1　決定年月日　令和７年８月22日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
静岡地方裁判所民事第２部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２０２３号
東京都目黒区駒場４丁目６番20号コートハウスＭ―202
清算株式会社　株式会社サイファー・コミュニケーション
代表清算人　井澤　聰朗
1　決定年月日　令和７年８月21日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、協定債権者有限会社サイファー・クリエイティブを除く別紙各協定債権者（以下「本件協定債権者」という。）に対し、協定債権のうち、令和７年４月24日（特別清算開始決定日の前日）までの原因に基づいて生じた債権（以下「弁済対象債権」という。）の4.9263164285366％の金員（１円未満は切捨て）について、本協定認可決定確定日の属する月の末日から１か月以内に弁済する。
2　前項の弁済は、本件協定債権者の指定する金融機関の口座に振込送金する方法で支払う。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
3　本件協定債権者は、第１項の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額について、その債務を全部免除する。
4　協定債権者有限会社サイファー・クリエイティブは、本協定認可決定確定時において、清算株式会社に対する協定債権につき、その債務を全部免除する。
5　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各弁済対象債権の割合に応じて弁済する。ただし、割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。この場合において、本件協定債権者が第３項により行った債務の免除は、割合弁済された金額の限度において効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２号
兵庫県宝塚市小林５丁目５―47
清算株式会社　コンフィット株式会社
代表清算人　尾添　純一
1　決定年月日　令和７年８月19日
2　主文　本件協定を認可する。
協定
1　協定債権者は、本協定の認可の決定が確定したときに、清算株式会社に対する協定債権につき、その残債務を全部免除する。
2　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権者に対し、協定債権の割合に応じて弁済する。この場合においては、協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
神戸地方裁判所伊丹支部

再生手続開始

再生計画認可

再生手続終結

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画認可

小規模個人再生による再生手続廃止

所在等不明共有者の持分を譲渡する権限の付与の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記法人は、合併して甲は乙及び丙の権利義務全部をそれぞれ承継して存続し、乙及び丙はそれぞれ解散することにいたしましたので公告します。

この合併それぞれに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月五日

東京都江戸川区東葛西六丁目二番七号新店ビル三階　（甲）医療法人社団慶生会
理事長　村上　三郎

兵庫県小野市復井町九一六番地の一二　（乙）医療法人社団青山会
理事長　大槻　眞

北海道恵庭市恵み野西五丁目三番一　（丙）医療法人社団慶心会
理事長　宮脇　寛海

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月五日

熊本県熊本市中央区国府一丁目七番一一―四〇一号　（甲）合同会社アリエスカペラ
代表社員　髙木　昇

熊本県熊本市中央区国府一丁目七番一一―四〇一号　（乙）合同会社アレス
代表社員　合同会社アリエスカペラ
職務執行者　髙木　昇

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は水管テクノ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月五日

北海道北見市留辺蘂町大富一一五番地三
水管テクノ合同会社
代表社員　安藤　顕

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社Ｒｅｌｉｅｆとし、効力発生日は令和七年十月十日です。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月五日

札幌市中央区北二条西二丁目三四番地
合同会社Ｒｅｌｉｅｆ
代表社員　金子　雅之

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月十五日であり、組織変更後の商号は株式会社ニューラルオプトとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月五日

千葉県成田市大袋三〇六―六
合同会社ニューラルオプト
代表社員　鈴木　佑理

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月五日

東京都品川区戸越五丁目一八番一六号二階
合同会社Ａｕｔｈｅｎｔｉｃ
代表社員　玉手　志弥

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月五日

東京都港区芝浦三―一四―五ＹＭビル一階、二階
合同会社ＢｅＵ
代表社員　髙正　康平

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月五日

和歌山県西牟婁郡上富田町南紀の台二〇―三三

合同会社紀怜原木

代表社員　田上　一男

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和七年九月五日

熊本県合志市野々島四三九三番地一九〇

熊本県養鶏農業協同組合

代表理事　三宮　正信

効力発生日変更公告

当社は、令和七年九月九日予定の組織変更の効力発生日を令和七年十月六日に変更いたしましたので公告します。

令和七年九月五日

愛知県東海市名和町石塚三番地一

合同会社Ｃｈａｒｍａｎｔ

代表取締役　岡川　幸子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千五百万円減少し、五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年九月一日

掲載頁　一〇一頁（号外第一九七号）

令和七年九月五日

大阪市浪速区元町二丁目八番一号

株式会社ＳＫシステム

代表取締役　淺田　正樹

資本金の額の減少公告

当社は、募集株式の発行により資本金の額が増加することを条件として、資本金の額を五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年一月十日

掲載頁　一二〇頁（号外第五号）

令和七年九月五日

広島県廿日市市桜尾一丁目一二番一号

株式会社サクラオブルワリーアンドディスティラリー　代表取締役　白井浩一郎

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千九百四十一万六千二百四円、資本準備金の額を百六十二億五千三百九十六万七千九百三十三円減少し、それぞれ一億円、零円とすることにいたしました。

また、当社が発行している新株予約権の全部又は一部が、資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生日までに行使された場合には、当該権利行使に伴う株式発行により増加する資本金及び資本準備金の額と同額分を合わせて減少いたします。

効力発生日は令和七年十月三十一日であり、株主総会の決議は、令和七年十月二十三日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年九月五日

東京都千代田区紀尾井町四番一号ニューオータニガーデンコート一二階

株式会社REVOLUTION

代表取締役社長　砂川優太郎

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四百九十九万五千円、資本準備金の額を四百九十九万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年九月五日

岐阜市宇佐二丁目一〇番一六号

有限会社ツットモ農園

代表取締役　辻　朋宏

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、募集株式の発行により資本金及び資本準備金の額が増加することを条件として、資本金の額を二十二億一千百五十九万一千円、資本準備金の額を二十二億一千百五十九万一千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年七月十六日

掲載頁　十一頁

令和七年九月五日

兵庫県朝来市和田山町筒江一六五番地五一

冨士発條株式会社

代表取締役　藤井　啓

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年九月五日

東京都文京区本郷二丁目一二番一三号

株式会社第一科学

代表取締役　奥川　博

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年九月五日

山梨県北杜市白州町鳥原二四九一番地

富士飼料株式会社

代表取締役　山田　純士

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年九月五日

長野県長野市若穂綿内三一五番地一二

株式会社東亜

代表取締役　山口　州史

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年九月五日

静岡市葵区千代一丁目一三番四〇号

安倍紙業株式会社

代表取締役　中村　祐介

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年九月五日

徳島市東沖洲二丁目三七番地

株式会社徳工

代表取締役　田中　豊成

株式移転につき株券等提出公告

当社は、ＭＪ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ株式会社を株式移転設立完全親会社とする株式移転を実施することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年十月七日までに当社にご提出下さい。

令和七年九月五日

東京都渋谷区笹塚一丁目五七番七号

ミノシマ株式会社

代表取締役　林　茂明

合併公告及び資本金の額の減少公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

また、甲は資本金の額を百万円減少することにいたしました。

この合併又は資本金の額の減少に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月二十八日

掲載頁　一四八頁（号外第一九四号）

令和七年九月五日

東京都江戸川区中央四丁目一六番二五号

（甲）株式会社ミハシ

代表取締役　三橋　由和

岐阜県瑞浪市上野町一丁目一一番地の三

ベルメゾン瑞浪Ⅰ、一階

（乙）合同会社ＧｕｔＬｅｂｅｎ

代表社員　三橋　由和

任意清算公告

当法人は、令和七年八月三十一日をもって解散し、税理士法第四十八条の二十一第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月五日

大阪市淀川区西中島七丁目一番二六号

ＭＹＫ税理士法人

代表社員　三浦　善弘

定款変更及び株式併合につき通知公告

当社は、令和七年九月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。また、当社は、株式四十株を一株に併合することにいたしましたので公告します。なお、株式併合の効力発生日は令和七年九月二十六日であり、同日における発行可能株式総数は二十株となります。

令和七年九月五日

東京都千代田区神田神保町三丁目一二番地三

株式会社ユー・システム・クリエイション

代表取締役　大胡　真明

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を九千五百二十二万三千三百九十七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.ko-koku.jp

令和七年九月五日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

特定目的会社ＯＴＳ　Ｏｎｅ

取締役　髙山　知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金三億二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月二十一日

掲載頁　九十一頁（号外第五十九号）

令和七年九月五日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内　トーメイ特定目的会社

取締役　北川　久芳

訂正公告

令和六年五月三十一日（号外第一三二号）掲載の西日本高速道路株式会社に係る高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告中、四十二ページ「２．のうち，」とあるのは「１．［３］のうち，」の誤りにつき、訂正します。

令和七年九月五日

大阪市北区堂島一丁目六番二〇号

西日本高速道路株式会社

代表取締役社長　芝村　善治

正　誤

令和六年十一月二十一日（号外第二百七十一号）公布国土交通省令第百号（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則等の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

一五ページ改正後欄終りから九行目の前に次を加える。

（ホテル又は旅館の客室）

第十条　（略）

２　車椅子使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。

一　（略）

二　便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所が一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けられている場合は、この限りでない。

イ　（略）

ロ　車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、第九条第一項第二号イ及びロに掲げるものであること。

三　（略）

同ページ改正前欄終りから一六行目の前に次を加える。

（ホテル又は旅館の客室）

第十条　（略）

２　車椅子使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。

一　（略）

二　便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所が一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けられている場合は、この限りでない。

イ　（略）

ロ　車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、前条第一項第三号イ及びロに掲げるものであること。

三　（略）

ページ	段	行	誤	正
七	上	二二	法	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

令和七年三月十一日（号外第四十八号）環境省告示第二十二号（特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法の一部を改正する件）

（原稿誤り）

二〇ページ改正前欄二行目から七行目までは次のとおりの誤り。

塩素化合物のうち4－M_1CB，2，4′－D_2CB，2，4，4′－T_3CB，2，2′，5，5′－T_4CB，2，2′，4，5，5′－P_5CB，2，3′，4，4′，5－P_5CB，2，3，4，4′，5′－H_6CB，2，2′，4，4′，5，5′－H_6CB，2，2′，3，3′，4，4′，5，5′－H_7CB，2，2′，3，3′，4，4′，5，5′，6－N_8CB及び2，2′，3，3′，4，4′，5，5′，6，6′－D_{10}CB

二五ページ改正前欄終りから三行目の「ノルマルヘキサン」は「ノルマルヘキサン」の誤り。

令和七年八月八日官庁報告欄法務省告示配第七十九号（日本国に帰化を許可する件）

（原稿誤り）

九ページ三段一行目から三行目までを削除する。